

令和 4 度 事業報告書

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 尚之基金

1 事業の成果

1. 前年度に行ってきた事業を継承しつつ特定非営利活動法人として地域社会に貢献することに努めてきた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者の 人数	受益者の範 囲及び人数	事業費の金額 (千円)
【第5条1】 障害者(児)福 祉増進の支援 事業	帯広市福祉大運動会ボ ランティア参加	中 止	—	—	—	0
	・ 赤い羽根共同募金	R 4. 12. 27	帯広市	—	—	30
【第5条2】 老人福祉増進 の支援事業	高齢者宅のボランティ ア活動(独居老人宅の除 雪・買い物・話し相手・ 身体・生活援助・送迎・ 諸受付)	R 4. 4 ～ R 5. 3	帯広市	28 名	45 名 (延人数)	180
【第5条3】 更生施設福祉 増進の支援事 業	ワケセンターはまなす・ぽて とハウスとの焼き鳥食事交 歓会	R 4. 8. 31	帯広市	6 名	72 名	116
	授産施設ポテトハウス への清涼飲料水のプレ ゼント	年間 12 回	帯広市	4 名	20 名	26
【第5条4】 介護保険法に 基づく訪問介 護の居宅サー ビス事業	・介護保険対象者に合わ せたサービス(身体介 護、生活援助等) ・介護保険対象者に福祉 用具の貸与等、居宅サー ビス ・介護認定された方の介 護サービス計画書の作 成	R 4. 4. 1 ～ R 5. 3. 31	帯広市 音更町 幕別町 芽室町	11 名	206 名 (延人数)	21, 893

【第5条5】 介護保険法に 基づく福祉用 具貸与の居宅 サービス事業						
【第5条6】 介護保険法に 基づく居宅介 護支援事業						
【第5条7】 障害者総合支 援法に基づく 指定障害福祉 サービス事業						
【第5条8】 児童福祉法に 基づく居宅介 護事業	・居宅介護受給者(障害 者・障害児)に合わせた サービス(身体介護、生 活援助等)を行う	R 4.4. 1 ～ R 5.3.31	帯広市	11 名	288 名 (延人数)	4,176
【第5条9】 障害者総合支 援法に基づく 特定相談支援 事業及び一般 相談支援事業						
【第5条10】 児童福祉法に 基づく障害児 相談支援事業						
【第5条11】 福祉有償運送	車椅子対応車等にて低 料金の福祉有償運送	R 4.4. 1 ～ R 5.3.31	帯広市	4 名	316 回	425
【第5条12】 前各号の事業 に附帯する事 業	駆け込みシェルター十 勝への会費納入	R 4.6.27				5

(2) その他の事業

無 し